

厚生労働省和歌山労働局発表
令和 5 年 4 月 28 日(金)

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	労働基準部 健康安全課
	健康安全課長 雑賀 秀元
	課長補佐 三木 邦章
	電話 073 (488) 1151
	FAX 073 (475) 0113

令和4年の労働災害発生状況

～ 休業4日以上之死傷災害は大幅増加、死亡災害は1人増加 ～

和歌山労働局（局長 松浦 直行）では、このたび、和歌山県内における令和4年の労働災害発生状況について取りまとめましたので、お知らせします。

- 令和4年の休業4日以上之死傷者数は2,327人
 - ・ 令和3年に比べ、1,077人（86.2%）の大幅増加となった。
 - ・ 大幅増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症（業務に関連しての感染による労働災害）の影響が大きく、死傷者全体のうち同感染症が約半数（1,196人 51.4%）を占めている。同感染症による労働災害は、医療機関や社会福祉施設などの保健衛生業で多く発生した。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症を除くと、死傷者数は1,131人となり、同じ条件で令和3年と比較するとほぼ同数（1人の減少）となった。
 - ・ 業種別では、保健衛生業が1,199人と最多であり、次いで製造業が315人、商業196人、建設業140人、運輸交通業120人、農林業87人と続いており、これら6業種で2,057人が被災し、全体の9割近くを占めた。
 - ・ 事故の型別では、その他（新型コロナウイルス感染症等）（1,247人）、転倒災害（302人）、墜落・転落災害（198人）、動作の反動等（158人）、はさまれ・巻き込まれ災害（103人）の順となった。

- 令和4年の死亡者数は10人
 - ・ 令和3年の9人から1人増加した。
 - ・ 業種別では製造業、建設業の死亡者数が各3人、運輸交通業、農林業、畜産・水産業、その他の事業が各1名となった。
 - ・ 事故の型別では、はさまれ・巻き込まれが3人、墜落・転落、激突され、その他が各2人、交通事故が1人であった。新型コロナウイルス感染症によるものはなかった。

- 労働災害防止対策の推進について
国の労働災害防止対策は、令和5年度から第14次の5か年計画期間に入ります。和歌山労働局では、第14次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅及び

災害多発業種に対する業種の特性に応じた対策や業種横断的な対策等、重点事項として掲げている施策をはじめとする労働災害防止に向けた様々な取組を行ってまいります。

事業者、労働者の皆様におかれましても、引き続き安全衛生に対する意識の向上と労働災害防止活動の推進に、より一層の御協力をお願いいたします。

添付資料

- ・ 令和4年 労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症対応版）
- ・ 令和4年 死亡災害発生状況
- ・ 令和4年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症対策のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！
- ・ STOP！熱中症クールワークキャンペーン

令和4年 労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症対応版)

和歌山労働局

		和歌山労働局									和歌山労働基準監督署			御坊労働基準監督署			橋本労働基準監督署			田辺労働基準監督署			新宮労働基準監督署									
		令和4年			令和3年			増減数	増減率	増減数 (コロナ減)	増減率 (コロナ減)	令和4年		令和3年		増減数	令和4年		令和3年		増減数	令和4年		令和3年		増減数	令和4年		令和3年			
		死	休・死	コロナ	死	休・死	コロナ					死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死	死	休・死
製造業	食料品製造		82	5		86	4	-4	-4.7%	-5	-5.8%		25	32	-7		15	12	3		17	19	-2		22	20	2		3	3		
	繊維工業		10	1		6		4	66.7%	3	50.0%		5	2	3		5	3	2		3	4	-1		1		1		1	1		
	衣服その他の繊維		8			8							5	3	2		1		1		1	2	-1		1		2	-1				
	木材・木製品		16			18		-2	-11.1%	-2	-11.1%		6	4	2		4	6	-2		3	3					5	-5		3		
	家具・装備品	2	13			9		4	44.4%	4	44.4%	2	10	8	2		1		1		2	1	1									
	バルブ等		4			4							2	1	1						2	3	-1									
	印刷・製本					3		-3	-100.0%	-3	-100.0%			1	-1								1	-1				1	-1			
	化学工業		22			27		-5	-18.5%	-5	-18.5%		11	18	-7		3	4	-1		5	4	1		3		1	2				
	窯業土石		5		1	15		-10	-66.7%	-10	-66.7%		2	6	-4		1	5	-5		1	1			1		1		1	2	-1	
	鉄鋼業	1	7			9		-2	-22.2%	-2	-22.2%	1	7	7																		
	非鉄金属																															
	金属製品		43	8		41	3	2	4.9%	-3	-7.3%		22	16	6		14	14			6	9	-3		1		2	-1				
	一般機械器具		20	8		15	3	5	33.3%				15	10	5			1	-1		3	2	1		2		2					
	電気機械器具		3			17	7	-14	-82.4%	-7	-41.2%			12	-12		2	5	-3		1		1									
	輸送機械製造		11			5		6	120.0%	6	120.0%			1	-1		2	1	1		5	1	4		2		1	1		2	1	1
	電気・ガス		47	46		2	1	45	2250.0%				36	1	35						6		6		5		1	4				
	その他の製造		24	4		19		5	26.3%	1	5.3%		5	15	-10		2	2			11	1	10		1		1		5		5	
	製造業小計	3	315	72	1	284	18	31	10.9%	-23	-8.1%	3	151	137	14		44	1	53	-9	66	51	15		39		37	2	15	6	9	
	建設業	鉱業		2			2						1		1						1	2	-1									
土木工事		2	42	5	2	45	7	-3	-6.7%	-1	-2.2%	1	13	13			17	14	3	1	5	3	2		6	1	10	-4	1	1	5	-4
建築工事			75	2	1	90	16	-15	-16.7%	-1	-1.1%		38	1	53	-15		12	14	-2		8	6	2		15		13	2	2	4	-2
その他の建設		1	23	2		19		4	21.1%	2	10.5%	1	6	2	4			3	12	-9		2	5	-3		7		5	-3	7	5	
建設業小計	3	140	9	3	154	23	-14	-9.1%			2	57	1	68	-11		32	40	-8	1	15	14	1		28	1	23	5	8	1	9	-1
運輸交通業	鉄道等		4	2		4			-2	-50.0%		4	3	1																1	-1	
	道路旅客		4			10	1	-6	-60.0%	-5	-50.0%		2	9	-7		1		1		1	-1			1		1					
	道路貨物運送	1	112	2	1	89		23	25.8%	21	23.6%		72	1	53	19		12		10	2	1	14	15	-1		9	6	3	5	5	
	その他の運輸交通																															
運輸交通業小計	1	120	4	1	103	1	17	16.5%	14	13.6%		78	1	65	13		13		10	3	1	14	16	-2		10	6	4	5	6	-1	
貨物取扱業	陸上貨物		4			4						3	3			1	1															
	港湾運送業		2			2						2	2																			
	貨物取扱小計		6			6						5	5			1	1															
農林業	農業		53	3		61		-8	-13.1%	-11	-18.0%		3	8	-5		20	21	-1		5	13	-8		25		19	6				
	林業	1	34	1	2	39		-5	-12.8%	-6	-15.4%					1	4	11	-7		2	7	-5		15	2	14	1	13	7	6	
	農林業小計	1	87	4	2	100		-13	-13.0%	-17	-17.0%		3	8	-5	1	24	32	-8		7	20	-13		40	2	33	7	13	7	6	
畜産・水産業	1	20		1	10		10	100.0%	10	100.0%		1		1		9	1	7	2		2		2		4		1	3	1	4	2	2
商業	卸売業		37	18		42	21	-5	-11.9%	-2	-4.8%		14	33	-19		4	5	-1		17	17			1		3	-2	1	1		
	小売業		144	10		123	4	21	17.1%	15	12.2%		78	62	16		17	15	2		18	14	4		24		17	7	7	15	-8	
	理美容業		3	2		3				-2	-66.7%		2	2							1	1										
	その他の商業		12			11		1	9.1%	1	9.1%		7	6	1		1	2	-1		2	1	1		2		1	1		1	-1	
	商業小計		196	30		179	25	17	9.5%	12	6.7%		101	103	-2		22	22			38	16	22		27		21	6	8	17	-9	
広告金融業	金融業		9			6		3	50.0%	3	50.0%		6	4	2		1		1		1		1				1	-1	1		1	
	広告・あつせん		2			3		-1	-33.3%	-1	-33.3%		1	3	-2		1	1														
	金融・広告業小計		11			9		2	22.2%	2	22.2%		7	7			2	2			1	1					1	-1	1		1	
保健衛生業	映画・演劇業		2			2						2	2																			
	通信業		13	1		20		-7	-35.0%	-8	-40.0%		5	9	-4		3	2	1		3	3			2		4	-2		2	-2	
	教育・研究業		28	13		11	5	17	154.5%	9	81.8%		18	3	15		1	1			7	1	6		1		5	-4	1	1		
接客娯楽業	医療保健業		493	461	1	59	21	434	735.6%	-6	-10.2%		254	1	31	223		17	7	10		178	6	172		23		10	13	21	5	16
	社会福祉施設		703	558		176	24	527	299.4%	-7	-4.0%		413		92	321		37	15	22		109	23	86		111		23	88	33	23	10
	その他の保健衛生		3	1		4		-1	-25.0%	-2	-50.0%		2		2						1	1		3	-3							
	保健衛生業小計		1199	1020	1	239	45	960	401.7%	-15	-6.3%		669	1	123	546		55	23	32		287	32	255		134		33	101	54	28	26
接客娯楽業	旅館業		21	8		17		4	23.5%	-4	-23.5%		2	2			2				2		8		5		5		1	7	-6	
	飲食店		43	2		29		14	48.3%	12	41.4%		32	23	9		5	3	2		4	2	2		2		2	2	1	1	-1	
	その他の接客		30	15		9		21	233.3%	6	66.7%		21	3	18		3	2	1		3	1	2		2		1	1	1	2	-1	
	接客娯楽小計		94	25		55		39	70.9%	14	25.5%		55	28	27		10	5	5		18	6	12		9		6	3	2	10	-8	
その他	清掃・と畜		45	4																												

令和4年 死亡災害発生状況

和歌山労働局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	橋本	2月	建設業	墜落・転落	不整地運搬車	60歳台	運転者	30年以上 35年未満	道路工事現場において、最大積載量1トン以上の不整地運搬車に土砂を載せ、斜度25度から30度の仮設道を下っていたところ同車が横転し、そのまま運転者が同車とともに仮設道端から転落したものの。
2	和歌山	4月	建設業	はさまれ・巻き込まれ	エレベーター	40歳台	電工	20年以上 25年未満	配膳用エレベーターの1階ピット内で調整作業中、被災者の指示により、4階にいた同僚作業者が4階への昇降ボタンを押したが、搬器が4階に上がってこないため、おかしいと思い1階の扉を開けピット内を確認したところ、カウンターウェイトと昇降路壁の間で挟まれている被災者を発見したものの。
3	橋本	6月	運輸交通業	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	50歳台	運転者	20年以上 25年未満	配送先でトレーラートラックのエンジンがかからなくなったため、他社所属のフォークリフト運転者に当該トラックのヘッド車をフォークリフトでけん引してトレーラーから離すよう頼んだ。フォークリフトのアクセルを何度も踏み込むも、ヘッド車は前へ進まなかったところ、何らかの理由でフォークリフトが後退し、フォークリフトの後ろに居た被災者がヘッド車との間に挟まれたものの。
4	和歌山	6月	製造業	激突され	クレーン	50歳台	作業員	1年以上 2年未満	工場内の部材置き場で、クレーンを用い圧延機用ロールに部材を取付作業中、ロールが架台(高さ約80cm)から落下し、隣で別のロールの整備作業を行っていた被災者に激突、当該ロールと整備をしていたロールとの間に挟まれたものの。
5	新宮	7月	水産業	おぼれ	水	20歳台	作業員	1年以上 2年未満	海上で釣り客が落とした日よけのパラソルを拾うため、被災者が素潜りでパラソルを探しに行った。しばらくして被災者が浮上してこないことを不審に思った同僚が助けを呼び、その後駆け付けたダイバーが海底を確認したところ、水深16メートルの海底で横たわっている被災者を発見したものの。
6	和歌山	8月	警備業	交通事故(道路)	バイク	70歳台	建設現場誘導員	15年以上 20年未満	工事に伴う交通誘導業務従事後、昼休憩に近くのコンビニエンスストアへ原動機付自転車で移動中、信号機のない交差点にて、自動車と出会い頭に衝突し、転倒したものの。
7	和歌山	8月	建設業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	30歳台	作業員	6か月未満	足場組立てのため、足場資材をトラックの荷台から組立て作業員に手渡す作業を行っていたが、15:00頃に気分が悪くなったとの申出があり、30分程度クーラーの効いた車内で休憩させた後、会社に送りしばらく横になっていたが容体が悪化、16:00時頃に救急車で病院に搬送され、治療を受けるも19:00頃に死亡が確認されたものの。
8	御坊	10月	林業	激突され	集材機械	50歳台	作業員	20年以上 25年未満	皆伐作業現場内において、グラップル機のブーム下部に装備されているウインチを使用し、当該機械より上方の斜面に倒していた伐木を林道に引き出す作業中、伐木にワイヤーを掛けてウインチを巻き上げたところ、ワイヤーが伐木からはずれ、斜面を滑って落ちてきた伐木が、ドアを開けたままにしていた運転席に突入して被災者に激突したものの。
9	和歌山	12月	製造業	墜落・転落	階段	60歳台	建具工	50年以上	被災者が製品(木製ドア、幅約90cm×高さ約180cm、重量約7kg)を持って階段を2階へ上がっていたところ、誤って階段から転落したものの。
10	和歌山	12月	製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の装置、設備	50歳台	作業員	35年以上 40年未満	木くず集塵装置内に木くずが溜まったことを示す警告が出たため、被災者が点検口を開放して木くずの清掃作業を行っていたところ、装置内の回転する2本のスクルーに体の一部を巻き込まれ、集塵装置内に引きずり込まれたものの。

令和4年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況

和歌山労働局

業種	事故の型	事故の型別											合計	前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	構成比 (本年の死傷者数)						
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他計										
製造業	食料品製造業	6	22	2	3		7	16	9	1	8	8	82	86	-4	3.5%						
	繊維工業	2	1	2			1	2			1	1	10	6	4	0.4%						
	衣服その他の繊維製品製造業		5					1	1		1		8	8		0.3%						
	木材・木製品製造業	3	3		4			4	1		1		16	18	-2	0.7%						
	家具・装備品製造業	(1)	1	2	4			(1)	2	3		1	(2)	13	9	4	0.6%					
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	2					1					4	4		0.2%						
	印刷・製本業													3	-3							
	化学工業		8	5		1	2	3	1		1	1	22	27	-5	0.9%						
	窯業土石製品製造業	1			1			1			1	1	5	(1)	15	-10	0.2%					
	鉄鋼業					1	(1)	2	1		1	2	(1)	7	9	-2	0.3%					
	非鉄金属製造業																					
	金属製品製造業	5	5	1	7	1		8	2		5	9	43	41	2	1.8%						
	一般機械器具製造業		2	1	4	1		4				8	20	15	5	0.9%						
	電気機械器具製造業				1			1				1	3	17	-14	0.1%						
輸送機械等製造業	4	2	1				4					11	5	6	0.5%							
電気・ガス・水道業		1									46	47	2	45	2.0%							
その他の製造業	4	3	4	3		2	3			1	4	24	19	5	1.0%							
小計	(1)	27	56	16	27	4	(1)	14	(1)	51	17	1	21	81	(3)	315	(1)	284	31	13.5%		
鉱業	1									1		2	2	2		0.1%						
建設業	土木工事業	(1)	15	6	1	1	2	4	2	2	1	(1)	7	(2)	42	(2)	45	-3	1.8%			
	建築工事業	28	5	5	9	1	4	8	4	1	7	3	75	(1)	90	-15	3.2%					
	うち木造家屋建築工事業	5	1		3			1	1		1		12		15	-3	0.5%					
	その他の建設業	8	7	1	1			(1)	1	3		2	(1)	23	19	4	1.0%					
小計	(1)	51	18	7	11	2	6	(1)	13	9	3	8	(1)	12	(3)	140	(3)	154	-14	6.0%		
運輸交通業	鉄道・水運・航空業	1						1				2	4	4		0.2%						
	道路旅客運送業	1	1				1			1		4	10	-6	0.2%							
	道路貨物運送業	31	17	12	10	1	4	(1)	12		4	15	6	(1)	112	(1)	89	23	4.8%			
	その他の運輸交通業																					
小計	33	18	12	10	1	5	(1)	13		5	15	8	(1)	120	(1)	103	17	5.2%				
陸上貨物取扱・港湾運送業		5								1		6	6		0.3%							
農業	農業	19	11	2				4	7		6	4	53	61	-8	2.3%						
	林業	2	3	2	3	1	(1)	7	2	7	4	3	(1)	34	(2)	39	-5	1.5%				
	小計	21	14	4	3	1	(1)	7	6	14	10	7	(1)	87	(2)	100	-13	3.7%				
畜産・水産業	4	9		1		1	2	1		1	(1)	1	(1)	20	(1)	10	10	0.9%				
商業	卸・小売業	18	54	11	9	2	2	8	9	20	16	32	181	165	16	7.8%						
	理美容業							1			2	3	3	3		0.1%						
	その他の商業	3	3				1			1	3	1	12	11	1	0.5%						
	小計	21	57	11	9	2	3	9	9	21	19	35	196	179	17	8.4%						
金融・広告業	2	4	1			1				3		11	9	2	0.5%							
映画・演劇業			1			1						2		2		0.1%						
通信業		6	1							4	1	1	13	20	-7	0.6%						
教育・研究業	1	5		1						2	3	16	28	11	17	1.2%						
保健衛生業	医療保健業	2	12	1			1	3		1	8	465	493	(1)	59	434	21.2%					
	社会福祉施設	11	54	11	1		4	1	2	6	49	564	703	176	527	30.2%						
	その他の保健衛生業	1										2	3	4	-1	0.1%						
	保健衛生業小計	14	66	12	1		5	4	2	7	57	1,031	1,199	(1)	239	960	51.5%					
接客娯楽業	旅館業	1	7		1	1			1		1	9	21	17	4	0.9%						
	飲食店	2	13	1	1			1	8	3	4	10	43	29	14	1.8%						
	その他の接客娯楽業	3	4		3			1	1		3	15	30	9	21	1.3%						
	接客娯楽業小計	6	24	1	5	1		2	10	3	8	34	94	55	39	4.0%						
清掃・と畜業	5	12	3	4		1	2	3	1	8	6	45	42	3	1.9%							
その他の事業	12	8		2		1	1		(1)	5	5	15	(1)	49	36	13	2.1%					
合計	(2)	198	302	69	74	11	(2)	45	(3)	103	65	(1)	55	158	(2)	1,247	(10)	2,327	(9)	1,250	1,077	100.0%
前年同期	(3)	200	272	77	44	14	(1)	34	(1)	115	79	(1)	74	177	(3)	1,250						
対前年増減数(死傷者数)		-2	30	-8	30	-3		11		-12	-14		-19	-19		1,083		1,077				
構成比(本年の死傷者数)		8.5%	13.0%	3.0%	3.2%	0.5%		1.9%		4.4%	2.8%		2.4%	6.8%		53.6%		100.0%				

注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
 2 単位は人
 3 統計は労働者死傷病報告の集計による

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切りなど、密にならない工夫を行っています。なお、マスクの着用は個人の判断ですが、感染対策上又は事業上の理由等により、職員に着用を求めることは差し支えありません。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

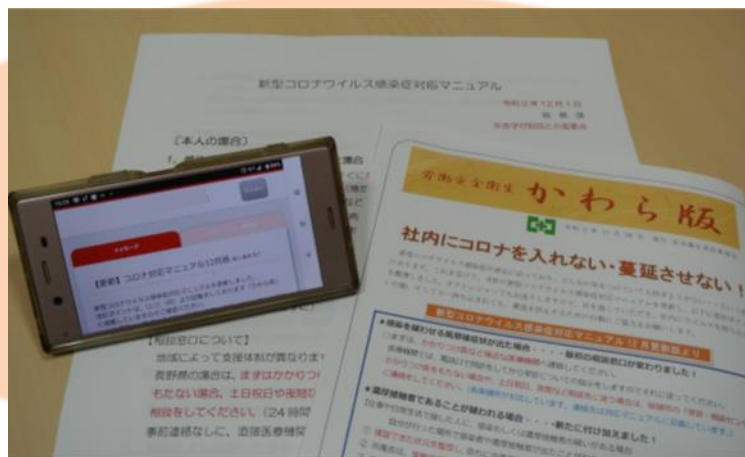
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
 - ①感染リスクのある社員の自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止 5))	
• 手洗い うがい 確実に！	• Rửa tay súc miệng chắc chắn!
• 十分とろう 睡眠は！	• Có đủ giấc ngủ!
• 毎朝検温 忘れずに！	• Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
• 人混み避けよう！マスクせよ！	• Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
• 必ず換気 休憩所！	• Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1	感染予防のための体制	
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
2	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
	(2) 感染防止のための基本	
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
・マスクの着用は個人の判断であることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう周知している。併せて、マスクの着用が効果的な場面を周知している（感染対策上又は事業上の理由等により求めることは差し支えない）。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はいいいえ	
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はいいいえ	

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**